

家庭的保育事業等の認可及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について

1. 趣旨

家庭的保育事業等の認可及び特定地域型保育事業者の確認の申請がなされた以下の施設について、児童福祉法第34条の15及び子ども・子育て支援法第43条の規定に基づき、鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会の意見を聴取するものです。

2. 家庭的保育事業等の認可について

(1) 家庭的保育事業等の概要

事業区分	小規模保育事業A型
施設名	あおぞら保育園
所在地	鴻巣市神明1丁目3番37号 ※別紙「保育施設所在図」No.32
設置者	株式会社 Colorful Suns Vision
認可定員数	12人
給食	自園調理

※配置地図は別紙のとおり

(2) 審査結果について

施設規模・事業者適性等、認可基準と照らし合わせ、適合しています。

① 設置者について

事業者名 株式会社Colorful Suns Vision

所在地 鴻巣市神明1丁目3番37号

代表者名 代表取締役 卯野賢一

設立日 令和5年9月1日

② 事業所の認可基準の適合性について

○審査項目と審査結果（主なもの）

項目	認可基準	適・否
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・0、1歳児に対し乳児室又はほふく室を設け、その面積は幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 ・2歳児に対し保育室又は遊戯室を設け、その面積は幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。 ・屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）を設け、その面積は幼児1人につき3.3平方メ 	適

	<p>一トール以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理設備及び便所を設けること。 ・保育室等を2階以上に設ける建物は耐火等の要件に該当するものであること。 	
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士（保育士有資格者のみ）、嘱託医及び調理員を配置すること。 ・保育士の数は、次の区分ごとに計算した人数の合計数+1人以上であること。 <p>0歳児：おおむね3人に対し保育士1人 満1歳～満3歳未満児：おおむね6人に対し保育士1人</p>	適
食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない（特例あり）。 	適
連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。 	適

3. 特定地域型保育事業者の確認（利用定員の設定）について

施設名	認可 定員数	利用定員		
		0歳児	1・2歳児	合計
あおぞら保育園	12人	3人	9人	12人

○利用定員設定の考え方（小規模保育事業A型）

- ① 利用定員は6人以上19人以下である。
- ② 利用定員は年齢区分（0歳、1・2歳）ごとに設定されている。
- ③ 鴻巣市子ども・子育て支援事業計画において、3号認定（0-2歳）は供給不足であり、過去2年間の平均利用人数をみると、利用定員分の利用は見込まれる。

⇒ ◆いずれにも適合しています。

（3）今後のスケジュール

令和5年11月30日 家庭的保育事業等の認可
令和5年12月1日 特定地域型保育事業者の確認